

平成24年度 障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会 検討内容

第1回(平成24年8月10日)…権利擁護専門部会の役割、障害者虐待防止法の施行等

第2回(平成24年12月19日)…障害者虐待防止センターの設置、権利擁護に関する事例検討等

第3回(平成25年2月28日)…事例のエコマップ、今後の方向性等

※3回を通して、権利擁護専門部会への当事者の参画について検討を行った。

### <検討内容総括>

#### (1) 権利擁護専門部会の役割について

- ・今年度より権利擁護専門部会の下命事項として、③権利擁護のネットワークづくりについての検討と、④虐待防止法施行を踏まえた虐待防止に関する取り組みの検討が追加された。権利擁護専門部会は、新たに予防・啓発については虐待防止連絡協議会を兼ねるが、虐待についての具体的な対応は別だてで障害者虐待防止連絡協議会（虐待対応部門）が行う。

#### (2) 障害者虐待防止法施行に伴う取組みについて

事務局より、障害者虐待防止法や法施行に伴う障害者虐待防止センターの設置、周知・啓発の取組みについて説明を行い、共通理解を図った。

#### (3) 事例に関するエコマップについて

- ・第2回検討の事例について、第3回でエコマップを作成して再度検討を行った。
- ・本人の思う問題はなにか。パートナーリスティックに関係者が考えるものが課題でよいのか。ここに権利侵害が出やすい。
- ・本人のパワー、ストレングスはなにか。支援にエンパワメント、権利擁護の視点を。

#### (4) 権利擁護専門部会の今後の方向性について

- ・相談支援部会で実施している定例会のケースを借りてきて権利擁護の視点で検討したいと考えている。必要があれば相談支援部会にフィードバックする。
- ・権利擁護について共通認識を持つことが必要。この部会でまずは部会員向けに研修会を行う。

#### (5) 権利擁護専門部会への当事者の参画について

3回にわたり、権利擁護専門部会への当事者の参画について議論を行った。

障害者の権利擁護については、本来、当事者にしかわからない部分があることから、本専門部会に障害当事者が参画することは、当然のものと考えている。

本専門部会に参画していくため、当事者に対して必要なサポート体制や支援の方法、権利擁護という幅の広い内容のどういった部分での当事者の参画が必要であるか等の検討を本専門部会において速やかに行い、出来る限り早期に当事者の参画を実現していくものとする。

なお、当事者が本専門部会に参画するまでの間、来年度に設置予定の当事者部会と連携しながら、当事者の意見を専門部会に反映していくこととする。

※障害当事者部会委員の専門部会推薦についても検討を行い、部会で推薦するための基準がないが、部会からの紹介として適任の知り合いがいれば部会長に連絡することとした。